

軍事独裁時代のスパイ捏造事件と 刑事訴訟法

——北朝鮮拉致被害漁師スパイ捏造事件を中心に——

李 昊 重*

目 次

- 一 序 論
- 二 北朝鮮拉致被害漁師のスパイ捏造事件——真実和解委員会の真相究明事件を中心に
- 三 刑事司法の構造と背景
- 四 刑事司法の民主化の課題

一 序 論

1970年代と80年代、マスメディアで数多くのスパイ事件が報道された。選挙の直前の時期、また民衆の抵抗によって独裁政権が政治的危機に陥った時、間違いなくスパイ（団）事件がマスメディアに登場した。韓国が北朝鮮と対峙していた冷戦時代において、スパイ事件の持つ政治的・イデオロギー的威力は大きかった。

しかし、2005年の真実和解のための過去整理基本法（以下では、「過去整理基本法」と呼ぶ）に基づいて設置された真実和解のための過去整理委員会（以下では、「真実和解委員会」と呼ぶ）、そして国家情報院や警察などが自ら設置した過去委員会の調査を通じて、大部分のスパイ事件が捏造された事件であったことが次々と明らかになった。真実和解委員会がスパイ捏造事件として再審が必要であると決定した事件だけでも数十件のほ

* い・ほじゅん ソガシ 西江大学校法科大学院教授

る¹⁾。本稿は、スパイ捏造事件のなかでも、北朝鮮に拉致され帰還したことを理由にしてスパイとして扱われた北朝鮮拉致被害漁師のスパイ捏造事件を対象にして、事件当時の捜査や裁判過程、また真実和解委員会の調査で明らかにされた事実を中心に、事件の特徴を探ることを目的としている。そして、このようなスパイ捏造事件を可能にした要因として、捜査および裁判手続上の問題を探ることにしたい。

二 北朝鮮拉致被害漁師のスパイ捏造事件 ——真実和解委員会の真相究明事件を中心に

1. 主要事件

① 北朝鮮拉致被害帰還者ジョン・ヨンのスパイ捏造事件 (以下「ジョン・ヨン事件」)

ジョン・ヨンは、1965年10月29日、京畿道江華郡彌法島の住民100人余りと一緒に西海非武装地帯にあるウンジョンボル干潟で潮干狩りをしてる最中に、北朝鮮の警備艇によって拿捕され、その22日後に板門店から戻って来た。彼は、江華警察署で取調べを受け、釈放された。それから18年が経過した1983年12月19日、国家安全企画部（以下「安企部」という）は、「3つのスパイ集団、12人のスパイを検挙した」ことをマスコミに発表した。その事件の1つが「ジョン・ヨン事件」である。

1) 真実和解委員会が不法拘禁や拷問などによって捏造された事件にあたりと結論づけたスパイ捏造事件には次のものがある。金サンスン事件、金ウチョル兄弟事件、崔ボンナム事件、南朝鮮解放戦略団事件、在日朝鮮総連関連崔ヤン・ジュン事件、文人スパイ事件、北朝鮮拉致帰還者ジョン・ヨン事件、金ギサム事件、金ヨンジュン事件、李ジャンヒョン事件、北朝鮮拉致帰還漁師白ナムクラ5人のスパイ事件、オ・ジュソク事件、金チョル事件、ク・ミョンソ事件、朴ドンウン事件、シン・グイヨン一家事件、北朝鮮拉致帰還漁師カン・デグアン事件、チャ・ブンギル事件、ソク・ダリユン事件、アラム会事件、ジョン・サムグン事件、北朝鮮拉致帰還漁師ソ・チャンドク事件、李ジュンホ一家事件などである。

（1）事件の概要

安企部は、1982年2月8日、ジョン・ヨン、ジョン・ジンヨン（ジョン・ヨンの父方の従兄弟）、ファン・ジョンイム（ジョン・ジンヨンの妻）、ジョン・ジョンヒ（ジョン・ジンヨンの娘）など10人を同行させて、取調べた。1965年、北朝鮮に拉致された当時、朝鮮戦争時に北朝鮮に渡ったジョン・ジング（ジョン・ジンヨンの弟）に面会して、韓国に帰った後でも、彌法島でジョン・ジングと接触したなどの嫌疑がかけられたが、その当時、安企部はジョン・ヨンらを約12日間にわたって不法に拘禁した状態で取調べ、陵虐行為*を行うなどして自白を得たものの、安企部自身も自白の信用性が乏しく、嫌疑なしと判断して不起訴処分をした。

しかし、安企部仁川分室は、1983年9月6日、ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムを連行し、1983年9月13日にはジョン・ヨンを改めて同行させた。朝鮮戦争当時、朝鮮に渡ったジョン・ジングと接触してスパイ活動を行った嫌疑で自白を取り、勾留した。仁川地検は、この自白を根拠にして、彼らを起訴した。この事件は、大法院まで争われて確定し、ジョン・ヨンに無期懲役、ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムにそれぞれ懲役3年と公民権停止（公務就任権などの公民権の停止）3年の刑が確定した。ジョン・ヨンは15年間服役して、1983年5月15日に仮釈放され、ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムは、満期出獄した。

（2）判決の要旨

ジョン・ヨンらに対する第1審裁判の判決文には、次のような犯罪事実の概略が記されている。

* 韓国刑法第2編第125条は、「裁判、検察、警察、その他人身拘束に関する職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、刑事被告人又はその他の者に対して、暴行又は過酷行為を行ったときは、5年以下の懲役又は10年以下の資格停止に処する」と規定している。これは日本刑法第2編195条の「特別公務員暴行陵虐罪」に相当する規定であり、韓国刑法125条の「過酷行為」の意味は日本刑法195条の「陵辱・加虐」に対応していると解される。そのため、本稿では「過酷行為」を「陵虐行為」と表現している。

(a) ジョン・ヨン

1965年11月20日に北朝鮮に拉致され、北朝鮮平壤旅館でジョン・ジングに面会し、ジョン・ジングが企てている対南朝鮮スパイ活動に協力することになり、そこでスパイ教育を受けて帰還した。その後、ジョン・ヨンは、接触予定日の1969年10月12日、ジョン・ジングと他2人の武装工作員と彌法島で接触し、あらかじめ探知して入手した軍事機密を書いたメモを渡すなどのスパイ活動を行い、次回の接触予定日と接触方法が書かれたメモと活動費として20万ウォンを受け取った。その頃から彌法島内の軍警の警備状況を記録して保管し、1971年8月22日、彌法島鶏岩でジョン・ジングと他の2人の武装工作員と接触し、同様にメモを渡すなどのスパイ活動を行った。同日、直ちに鶏岩付近に停泊中の工作船に乗り、北朝鮮にわたってスパイ教育を受け、朝鮮労働党に入党して、スパイ指令と活動費10万ウォンを受け取った。1971年8月24日、彌法島に到着して、そこから韓国国内に潜入した。1973年9月、自宅に訪れたジョン・ジングらスパイと接触して会合を持ち、あらかじめ探知して入手した軍事機密を漏らし、1973年9月上旬頃、自宅でジョン・ジングらと接触して、軍事機密を漏らし、活動費10万ウォンを受け取った。

(b) ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイム

ジョン・ジンヨンは、1956年9月、江華郡喬洞面所在ビンジャン山井戸址において、北朝鮮にわたった弟のジョン・ジングと接触して、包摂された。その後、1963年(日時不詳)、彌法里の村はずれの一軒家でジョン・ジングとファン・ヨンイク²⁾と接触し、彌法里周辺軍警の警備状況などに関する軍事機密を漏らしてスパイ活動を行った。1971年9月、活動費3万ウォンを受け取るなどするなかで、1972年11月、彌法里の村はずれの一軒家においてジョン・ジング、その他の工作員と接触して、彼らを隠避し、ジョン・ジングの要求に従って彌法島の軍警の警備状況などに関する軍事

2) ファン・ヨンイクは、三山地方の人民委員長として朝鮮戦争の最中に北朝鮮に移った人物であると言われている。

機密を漏らしてスパイ活動を行った。1973年9月、ジョン・ヨンの案内でジョン・ジング、その他の作業員と接触して、警備が厳しいから警戒するよう警告し、軍警の警備状況を報告し、ジョン・ジングらが安全に脱出できるように周旋するなどの行為をした。

ジョン・ジンヨンの妻のファン・ジョンイムは、1972年3月、ジョン・ジンヨンが不在の間に訪れたジョン・ジングを部屋の中に隠し、活動費5万ウォンを受け取るなどして、ジョン・ジングのスパイ活動が容易になるよう幫助した嫌疑でスパイ幫助罪が適用された。

（3） 真実和解委員会の調査結果

2008年2月15日、真実和解委員会は、ジョン・ヨン事件の調査を開始し、次の三つの被疑事実の究明に焦点を合わせた。それは、第1に不法な同行と拘禁が行われたか否か、第2に拷問などの暴行・陵虐行為が行われたか否か、そして第3に事件が虚偽の証拠によって捏造されたか否かである。ジョン・ヨン事件は、すでに「国家情報院過去真実和解発展委員会」（以下、「国情院真実委」という）が調査結果を発表した事件であり、真実和解委員会は、国情院真実委の事件調査結果³⁾に基づいて調査を行ったといわれている。

（a） 不法拘禁

事件当時、安企部の仁川分室の捜査記録⁴⁾には、ジョン・ヨンら6人に任意同行を求めたのは1983年10月15日であったと記載されており、安企部の仁川分室がジョン・ヨンらに対する第1回目の被疑者供述調書を作成した日付も1983年10月15日になっていた。しかし、国情院真実委が明らかにしたことによれば、安企部仁川分室の内部報告書では、ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムを1983年9月6日に、ジョン・ヨンを9月13日に安

3) 国情院真実委『過去との対話、未来の省察（学院・スパイ篇VI）』（2008年12月）467-569頁。

4) 捜査当時、安企部仁川分室が検察庁に提出した「国家保安法違反等被疑事件任意同行報告書」。

企部仁川分室へ無令状で逮捕したとなっており、ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムは、1983年10月20日に勾留状が発布されるまでの45日間、ジョン・ヨンは38日間、無令状で不法に拘禁されていた⁵⁾。

これに対して真実和解委員会は、安企部仁川分室の捜査記録とジョン・ヨンらの真実和解委員会に対する陳述に基づいて、① ジョン・ジンヨンとファン・ジョンイムが1983年9月6日に同行させられ、10月21日まで46日間、安企部仁川分室に不法に拘禁され、ジョン・ヨンは1983年9月13日に同行されて39日間、不法に拘禁され、それぞれ取調べを受けたこと、② ファン・ムンジャ（ジョン・ヨンの妻）が1983年9月23日に安企部仁川分室に同行させられ、不法に拘禁された状態で8ないし9日のあいだ取調べを受けて釈放されたこと、③ 安企部仁川分室がジョン・ヨンらの被疑者供述調書、そして参考人尋問調書の作成日を虚偽記載して⁶⁾、不法拘禁を隠蔽しようとしたことを確認した。

(b) 拷問などの陵虐行為

当時の裁判記録を見ると、ジョン・ヨンが1984年1月26日に裁判所に提出した嘆願書、その妻であるファン・ムンジャが大法院に提出した陳情書、ファン・ジョンイムの控訴理由書などには、安企部仁川分室の捜査官たちが殴打や眠らせないなど各種の陵虐行為を行い、「電気拷問にかけてやるぞ」、「子どもも捕まえるぞ」などの脅迫を行った事実、そしてそのような拷問に耐えかねて虚偽の供述をしたという主張が記載されている。しかし、当時の裁判所の審理過程において、安企部捜査官たちの拷問の事実が認定されることはなかった。

国情院真実委と真実和解委員会が行った調査過程において、ジョン・ヨン、ファン・ムンジャ、ファン・ジョンイムらは、捜査過程における殴打

5) 国情院真実委・前掲注(3)490頁。

6) 安企部仁川分室が仁川地方検察庁に提出した捜査記録には、被疑者ジョン・ヨンらの被疑者供述調書などの日付が1983年10月15日以後と記されていたが、安企部仁川分室が検察庁に事件を送致した時に複写されたその供述調書のコピーの記載日は空欄のままになっていた。

などの陵虐行為について一貫した証言をした。真実和解委員会は、その当時の安企部仁川分室の捜査官に対して、4回にわたる出席要請書を送付したが、その全員が出席しなかったため、当時の捜査官を対象に調査することはできなかった。

真実和解委員会は、次に3点を判断した。第1に、ジョン・ヨンら被告人が裁判当時の嘆願書や控訴理由書などにおいて拷問を受けたことを主張していること、そして当事者たちが国情院真実委と真実和解委員会に対する証言において、拷問の事実を具体的かつ同一の趣旨において主張していること、第2に彼らが1983年に安企部仁川分室へ同行させられた当時の安企部本部の「取調事項日報」に、医師・軍医官・看護師らが各々の被疑者に対してほぼ毎日のように血圧を測定するなどして健康状態を随時チェックしていた事実が記載されていること、1983年10月18日の「取調事項日報」には、ジョン・ジンヨンがそれまでの供述を虚偽の自白であるとして撤回すると、「懐柔並行、尋問継続」と書かれたこと、そして第3に当時の安企部の仁川分室へ連れて行かれ、参考人として取調べを受けたジョン・ガンミョンらの一般の参考人でさえ、捜査官の殴打などの陵虐行為を受けたことを真実和解委員会の調査過程において証言したということなどに基づいて、真実和解委員会は、ジョン・ヨンらに対する捜査過程において拷問および陵虐行為があった蓋然性が高いと判断した。

(c) 虚偽自白の強要による犯罪事実の捏造

i) 国情院真実委は、国情院が保管する資料とジョン・ヨン事件の捜査・裁判記録を検討した結果、「ジョン・ヨン、ジョン・ジンヨン、ファン・ジョンイムの犯罪事実を立証する直接的な証拠はなく、スパイの嫌疑を立証するほとんど唯一の証拠が当事者および参考人の供述であり、それは捜査機関の必要と計画に合わせて捏造・構成されたものである」と述べた⁷⁾。

7) 国情院真実委・前掲注(3)490頁。

国情院真実委が疑いを持ったのは、第1に検察官によって作成された被疑者供述調書などの捜査記録が、安企部によって作成された供述調書をそのまま模写したかのような疑いを抱くほど文言などがほとんど同じであったこと、第2に第1回公判において、被告人全員が公訴事実を否認したので、検察官が第2回公判から非公開の分離公判を要請したために、接見禁止の措置が講ぜられ、家族の面会すら禁止されたこと、第3に公判調書における証人尋問の内容が、安企部での尋問調書や検察での尋問調書の内容と全く同じであったことが確認され、また被告人たちの供述も、安企部と検察での被疑者供述調書の内容と全く同じであったことが確認されたため、公判調書の内容も裁判所の役人らによって一方的に作成されたのではないかと疑われたからである。

ii) 国情院真実委と真実和解委員会の調査において、その当時の被疑者であるジョン・ヨン、ジョン・ジンヨン、ファン・ジョンイムのみならず、安企部仁川分室で尋問を受けた参考人もまた、調書に記載された供述は、安企部仁川分室で取調べや尋問を受けた時の拷問に耐えきれずに行った虚偽の供述であると述べている。捜査官の質問に対してその通り答えなかったら殴打や陵虐を受けるので、あえて虚偽の供述をしなければならず、また捜査官が自ら調書を作成してから、無条件に拇印を捺すことを強要するなどの方法がとられたため、事件が捏造されたといわれている。

iii) 検察官もまた、被告人が嫌疑を否認すると、被告人が安企部で受けた拷問の恐怖が継続している状況に乗じて、「なぜやっていないと言うのだ。そんなことを言うなら、二度とお天道様を拝めないようにしてやるぞ」⁸⁾とか、「安企部に送り返すぞ」⁹⁾などと脅迫して、虚偽の自白を誘導したという。

iv) 仁川地方法院の第1回公判において、ジョン・ヨンら被告人は、安企部が作成した供述調書と検察官が作成した供述調書の内容を否定し、自

8) 国情院真実委員会に対するジョン・ヨンの証言。

9) 真実和解委員会に対するファン・ジョンイムの証言。

らにかけられている嫌疑を否認すると、検察官は、「国家安保上、重要性が認められるため、証人たちは被告人のいるところでは十分な証言をすることができない」という理由で、被告人の分離公判と裁判の非公開を申請した。法院はこれを受理し、第2回公判と第3回公判は非公開で裁判が行われた。

とくにこの事件では、被告人の自白と参考人の供述の他に、被告人たちのスパイ行為を立証する証拠がなく、被告人の全員が、安企部の供述調書や検察の各種の調書に記載されている供述が拷問によって得られた虚偽の供述であると法廷の場で主張した。しかし、法院は自白の任意性や拷問による虚偽の供述の可能性に関して審理しないまま、検察官の作成した被疑者供述調書と参考人尋問調書を証拠として採用し、有罪の判決を言い渡した。

② 北朝鮮拉致被害婦還漁師白ナムクのスパイ捏造事件

(以下、「白ナムク事件」)

(1) 事件の概要

全北扶安郡蛸島に居住する白ナムクらは、1967年7月22日、ソンヤン号に乗船して、小延坪島の近海で石首魚漁をしている最中に、北朝鮮の警備艇により拉致され、北朝鮮に連れて行かれ、1967年12月24日に帰還した。その当時の巨済警察署(船の住所地の管轄警察署)は、戻ってきた白ナムクらを27日間以上、無令状で不法に拘禁した状態で取調べ、彼らが北朝鮮の領海内に脱出したという虚偽の自白を得た後、釜山地方検察庁管轄の統営支庁に対して勾留状の発布を請求したが、拒否されたため、彼らを釈放した。

しかし、約1年後の1968年12月5日、扶安警察署情報課は、蛸島で生業に従事していた白ナムクら5人(白ナムク、白ウンマン、白ナムジョン、白ジョンイン、白ジョンチョル)を同行させて取調べた。白ナムク、白ナムジョン、白ジョンチョルは、12月15日に釈放されたが、白ウンマンは朝

鮮戦争当時、「民族愛国青年同盟（以下、「民愛青」）で活動した事実を理由にして、また白ジョンインは北朝鮮で接触用の暗号を受け取ったことを理由に引き続き取調べられた。

1968年12月24日、不審な3人が扶安郡嵯島の白ナムジョンの家に訪れ、白ナムジョンの妻に50万ウォン（偽札）を手渡して去ったという事件をきっかけにして、釈放された白ナムク、白ナムジョン、白ジョンチョルは、1968年12月25日、全北道警に再び同行させられ、脱出・潜入やスパイの嫌疑で追加的な捜査を受け、白ウンマンの妻である金スンエは、自宅を訪れた不審な人物がスパイであるということを十分に認識していたにもかかわらず、そのことを申告しなかった疑いで取調べを受け、1969年1月14日、全州地方法院井邑簡易法院に起訴された。また、扶安警察署で取調べを受けていた白ウンマンと白ジョンインは、1968年12月25日、全北道警へ移送され、さらに1968年12月27日、中央情報部全州対共分室へ移送され、スパイの嫌疑について取調べを受け、1969年3月25日、全州地方法院井邑簡易法院に起訴された。

全州地方法院井邑簡易法院の第1審裁判と光州高等法院の控訴審（1969年11月14日宣告）、白ナムク、白ウンマン、白ジョンインの上告に対する大法院の上告棄却（1970年1月27日宣告）を経て、それぞれ懲役1年ないし5年の刑が確定した。

(2) 判決の要旨

第1審の判決文によると、白ナムクら6人の被告人の犯罪事実は次の通りである。

白ナムク、白ウンマン、白ジョンインは、1967年7月12日、北朝鮮に脱出することを共謀し、延坪島西北の北朝鮮の領海付近で魚捕りをし、東方に移動すると北朝鮮の領海内に入ってしまうことを認識しながら30分間移動して北朝鮮に脱出した。北朝鮮では、北朝鮮の指導員から、帰還後に秘密党組織を結成すること、北朝鮮が韓国よりも優越していること、スパイ

が訪問した際に一定の方法に従って接触することなどについて指令を受けた。その後、帰還の形で韓国に戻り、韓国の捜査機関および情報機関に対して、そのような指令を受けた事実を隠したことなどが認定され、有罪が認められた。

白ナムジョンはこのような脱出や讃揚鼓舞の罪が認定され、白ジョンチョルは讃揚鼓舞の罪が認定された。また、金スンエ（白ウンマンの妻）は、1968年12月24日に自宅を訪れた3人が北朝鮮のスパイであることを十分に認識したにもかかわらず、それを申し出なかった不告知の罪につき有罪が認められた。

（3） 真実和解委員会の調査結果

2007年9月18日、調査を開始した真実和解委員会は、不法な拘禁と陵虐行為が行われたか否か、虚偽の犯罪事実が捏造されたか否かに関して調査を行った。調査結果は、次の通りであった。

（a） 不法拘禁

真実和解委員会は、白ナムクら被告人に対する捜査記録と公判記録、参考人供述などに基づいて、白ナムクが巨済警察署で約47日間（1968年1月2日-1968年2月17日）、白ウンマンが約50日間（1967年12月30日-1968年2月17日）、白ナンジョンと白ジョンチョルが約30日間（1967年12月30日-1968年1月28日）、白ジョンインと朴ハッボンら3人の参考人が27日間（1968年1月2日-1968年1月28日）、不法に拘禁された状態で取調べを受け、釈放されたことを認定した¹⁰⁾。

また、扶安警察署、全北道警、中央情報部などで行われた不法拘禁については、白ナムク、白ナムジョン、白ジョンチョルは、扶安警察署で11日間（1968年12月5日-1968年12月15日）、全北道警で5日間（1968年12月25日-1968年12月29日）、その後、勾留状が発布されるまで扶安警察署で9日

10) 真実和解委員会第5次報告書（2008年上半期調査報告書）第3巻（2008年8月）295頁以下。

間 (1968年12月29日-1969年1月7日), 合計25日の間, 不法に拘禁された状態で取調べを受けた。また, 金スンエは7日間 (1969年1月1日-1月7日), 扶安警察署で不法に拘禁された状態で取調べを受けた。白ウンマンと白ジョンインは, 扶安警察署で11日間 (1968年12月5日-12月15日), 中央情報部南山分室で4日間 (1968年12月16日-12月19日), その後続いて扶安警察署で5日間 (1968年12月20日-12月24日), 全北道警で3日間 (1968年12月25日-12月25日), 勾留状が発布されるまで中央情報部全州対共分室で65日間 (1968年12月28日-1969年3月6日), 合計88日間, 不法に拘禁された状態で取調べを受けた。

(b) 陵虐行為

白ナムクの控訴理由書と上告理由書には, 不法拘禁された状態で, 残虐な拷問に耐えかねて虚偽の自白をしたという旨の内容が一貫して記載され, また白ジョンインの控訴理由書にも, 拷問されて虚偽の自白をしたという主張が表されている。

事件当時, 警察署へ連行され, 取調べを受けた経験のある参考人たちも, 真実和解委員会の調査に対して, 取調べ当時, 殴打や拷問など陵虐行為を受けたという事実を非常に具体的に証言しただけでなく, 村の住民たちも, 被告人たちが警備艇に乗って蝸島に到着した際, 白ジョンインは真っ直ぐに体を支えられないほど衰弱した状態であったため, 住民たちが脇を抱えたことを生々しく記憶していた¹¹⁾。

真実和解委員会は, 当時, 被告人たちが不法に拘禁された状態で取調べを受けたこと, 白ナムクと白ジョンインが控訴理由書などに拷問など陵虐行為を受けたと主張していること, 事件当時, 参考人の身分で捜査機関で尋問を受けた人たちも真実和解委員会の調査に対して被告人らが陵虐行為や拷問を受けたことを目撃したと具体的に証言していることを根拠にして, 「白ナムク, 白ジョンイン, 金スンエは, 捜査機関に陵虐行為を受けた蓋然性が高く, 白ウンマン, 白ナムジョン, 白ジョン Chol も陵虐行為

11) この点に関しては, 真実和解委員会・前掲注(10)297-301頁参照。

をされたと推定される」¹²⁾と結論づけた。

(c) 虚偽自白の強要による犯罪事実の捏造

i) 真実和解委員会の調査によると、捜査記録に記載されている白ナムクらの操業場所と当時の天候状況を見れば、北朝鮮の領海内で操業したという犯罪の事実を認定することは困難であるという。また、白ナムクらが北朝鮮においてスパイ教育を受けたことについても、当事者たちの自白以外には補強証拠もなく、当事者たちの自白は不法拘禁と拷問によるものであるから任意性がなく、結局のところ白ナムクらが北朝鮮でスパイ教育を受けて韓国へ潜入したという犯罪の事実も捏造されたものであると判断されている。

ii) 白ナムクらによる讃揚鼓舞の事実に関しても、証拠としては自白と参考人の供述があるだけで、それらは全て不法拘禁と拷問によって得られた供述であるため信用性が認められないこと、また金スンエの不告知罪の事実に関しても、現金50万ウォンを受け取ったことの物的証拠が全くないこと、不審人物が白ウンマンの家を訪れ、去ったことの証拠も全くないこと、さらにその氏名不詳の人物がスパイであったことの証拠は専ら自白と金スンエの17歳の娘の白オクスの供述だけであり、娘とその母親が同時に同行させられる過程において強要された金スンエの自白には信用性が認められないことを理由に、金スンエがスパイに会った事実を申告しなかったという不告知罪の事実も捏造されたものであると判断した。

③ 北朝鮮拉致被害帰還漁師カン・デグァンのスパイ捏造事件

(以下、「カン・デグァン事件」)¹³⁾

(1) 事件の概要

カン・デグァンは、1968年7月3日、テヨン号に乗船して延坪島近海で

12) 真実和解委員会・前掲注(10)301頁。

13) 「ハ-1286号・北朝鮮拉致帰還漁師カン・デグァン事件」真実和解委員会第3次報告書(2007年上半年調査報告書)第2巻(2007年)669-692頁。

操業する最中に、北方限界線 (NLL: Northern Limit Line) を越えて入ってきた北朝鮮の警備艇によって拿捕され、釈放された。カン・デグァンは、これにより水産法違反および反共法違反 (脱出罪) の嫌疑で懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年を言い渡された。

ところが、それから10年が経過した1978年12月、扶安警察署は、カン・デグァンが1970年から1978年の間、脱出予備罪および同陰謀罪、讃揚鼓舞罪、軍事機密探知罪などの犯罪を行った嫌疑で、居住地の蝸島から強制的に連行した。それとならんで、白オッキルと李ヨンスルは、カン・デグァンの脱出予備罪および同陰謀罪、讃揚鼓舞罪を告知しなかった罪の嫌疑で、また李イルナム、金ヨンソク、金クンヨンは、カン・デグァンの讃揚鼓舞を告知しなかった嫌疑で強制的に連行された。

その後、全州地方法院の裁判を通じて、カン・デグァンには懲役15年と資格停止10年の刑が、白オッキルと李ヨンスルにはそれぞれ懲役5年と資格権停止5年の刑が、李イルナム、金ヨンソク、金クンヨンには懲役3年と執行猶予5年が言い渡された。光州高等法院の控訴棄却と大法院の上告棄却を経て、カン・デグァンには懲役10年の刑が確定し、満期の1年前の1987年12月24日、刑の執行停止により釈放された。

(2) 真実和解委員会の調査結果

この事件においても、不法拘禁や陵虐行為が行われたか否か、そしてそれによって事件が捏造されたか否か調査の対象となった。

(a) 不法拘禁

当時の捜査記録によると、カン・デグァンは1979年1月14日に自ら供述書を作成し、他の当事者たちも大体1979年1月14日から1月21日の間に供述書を作成し、彼らに対する勾留状は1979年1月24日に発布されたことになっている。

しかし、カン・デグァンは、真実和解委員会に対して、1978年12月16日以降、扶安警察署で約1ヶ月のあいだ監禁された状態で取調べを受けたと

述べた。他の当事者たちの供述も大体同じである。とくに、真実和解委員会によるカン・デグァン事件の調査では、当時の捜査官たちがカン・デグァンら被害者たちを30日ないし40日ほど監禁したまま取調べを行ったと述べたことが特徴的である。

真実和解委員会は、このような関係者の供述に基づいて、カン・デグァンは、1978年12月16日から、勾留状が発布された1979年1月24日までの39日間、不法拘禁されていたと判断した。他の当事者たちの場合も、勾留状が発布された1979年1月24日まで10日間（金ヨンソク、金クンヨンの場合）、26日間（李イルナム、白オッキル、李ヨンスルの場合）不法に拘禁されたと判断された¹⁴⁾。

(b) 拷問などの陵虐行為

カン・デグァンは、第2回公判が開かれた当時、拷問の事実があったことを主張し、真実和解委員会の調査に対しても、殴打や電気による拷問などの事実があったことを非常に具体的に証言した。他の被害者の場合も、真実和解委員会の調査に対して、カン・デグァンと同様に不法に拘禁されている間に拷問を受けたことを証言した。それ以外にも、真実和解委員会は、当時、カン・デグァン事件の参考人として取調べを受けた李ジョンソン、カン・デフンらからも拷問によって虚偽の供述を行ったという証言を得た。

真実和解委員会は、これらに基づいて、「扶安警察署情報課情報第3係の職員と全北道警対共分室の職員は、カン・デグァン、白オッキル、李ヨンスル、李イルナムの取調べにおいて、彼らにこぶしや足、棍棒で殴打し、眠らせず、電気拷問などの陵虐行為を行い、また金ヨンソク、金クンヨンらの取調べにおいて、殴打し、眠らせないなどの陵虐行為を行ったことが十分に認められる」¹⁵⁾と判断した。

14) 真実和解委員会・前掲注(13)677頁以下。

15) 真実和解委員会・前掲注(13)678-682頁。

(c) 虚偽自白の強要による事件の捏造

この事件においても、カン・デグァンら被告人の有罪を立証する証拠は、それぞれの被告人たちが行った自白と参考人の供述だけであった。これに対して、真実和解委員会は、当事者の自白と参考人の供述は、すべて任意性がなく、証拠として採用できないと判断し、カン・デグァンが北朝鮮労働党に入党したとか、北朝鮮から指令を受けたと認められる証拠もないし、北朝鮮に機密を伝える手段がまったくなかったにもかかわらず、10年余りの間、機密を探知したというのは常識に合致しないし、またカン・デグァンが探知したと言われている軍事機密は一般に誰もが知りうる事実でしかないという理由により、カン・デグァン事件の犯罪事実は虚偽に捏造されたものであると決定した。

④ 北朝鮮拉致被害漁師ソ・チャンドクのスパイ捏造事件¹⁶⁾

(1) 事件の概要

ソ・チャンドクは、1967年5月28日、群山船籍スンヨン号の船員として、同僚漁師6人と一緒に、黄海道クウォルボン沿岸で石首魚を捕っている最中に北朝鮮警備艇に拉致され、9月28日に帰還した。その直後、ソ・チャンドクは群山警察署で取調べを受け、全州地方検察庁群山支部から不起訴処分を受けたが、1969年2月6日、群山警察署によって再び拘束され、全州地方院群山簡易法院で懲役2年と資格停止2年、執行猶予3年を言い渡され、控訴を断念し、釈放された。

北朝鮮に拉致されて17年経過した1984年5月26日、全州保安部隊所属の捜査官は、再びソ・チャンドクを同行させて取調べ、弁護人や家族との連絡を遮断したまま、少なくとも33日以上、全州保安部隊に不法に拘禁した状態で取調べた。検察官は、国家保安法上の国家機密探知罪および讃揚鼓舞罪、そして刑法上のスパイ罪等の嫌疑で起訴し、1984年11月15日、全州

16) 「ハ-867号・北朝鮮拉致帰還漁師ソ・チャンドク事件」真実和解委員会第4次報告書(2007年下半年調査報告書)第2巻(2007年)1369-1398頁。

地方院群山簡易法院は懲役10年を言い渡した。その後、控訴と上告が棄却され、懲役10年の刑が確定した。ソ・チャンドクは、7年余りの受刑生活を経て、1991年5月23日に釈放された。

（2）判決の要旨

裁判で認定された犯罪事実は、次の通りである。

ソ・チャンドクは、北朝鮮に拉致され、北朝鮮指導員に教育されるなかで、対南工作員に選抜されて朝鮮労働党に入党し、接触の方法、機密の探知・収集、秘密党の結成、破壊活動・放火などの指令を受け、韓国に戻ってから北朝鮮を讃揚鼓舞したため執行猶予付きの有罪判決を受けた。それにもかかわらず、① 1970年10月頃、於青島に海軍駐屯施設があるか否か、サーチライトが設置されているか否かを探知し、1971年7月頃、開也島の軍警察の現況などに関する機密を探知し、② 1975年11月頃、開也島の予備軍の規模や中隊の編成人員、武器の保管方法などに関する軍事機密を探知し、③ 1970年7月から1977年4月17日まで3回にわたって、石垣に白いランニングシャツを掛けて接触を行うことをラジオ放送を通じて伝達しようとし、④ 1978年1月から1980年5月までの間、漁業の最中にオシク島の海軍基地、サーチライト、長古島のサーチライト、群山港周辺の警備状況などに関する国家機密を探知し、⑤ 1978年10月頃、開也島から群山港までの航海所要時間、米海軍油類貯蔵タンクと送油管などに関する軍事機密を探知し、⑥ 1978年10月頃、群山港海上の警察検問所に関する国家機密を探知し、⑦ 1981年5月頃、群山港漁船管理や出入国管理手続などに関する国家機密を探知し、⑧ 1983年7月頃、群山水産業協同組合の油類タンク船など漁船給油施設に関する国家機密を探知し、⑨ 1983年6月、群山警察署が主催した北朝鮮拉致帰還漁師の反共教育および産業視察の企画に参加し、群山火力発電所の警備所における昼夜警備状況などに関する国家機密を探知し、⑩ 1982年5月頃、同僚の船員であったカン・チュンファに対して北朝鮮を讃揚鼓舞した。

(3) 真実和解委員会の調査結果

この事件においても、他のスパイ捏造事件と同様に、不法拘禁と陵虐行為が行われたか否か、そしてそれによって虚偽自白が強要され、事件が捏造されたか否かが調査対象となった。ちなみに、この事件では保安部隊の捜査権がないことも調査の対象となった。

(a) 不法拘禁

真実和解委員会は、全州第510保安部隊が作成した「犯罪認知および同行報告書」には、全北地域にいる北朝鮮拉致帰還漁師の動向を内査するなかで、ソ・チャンドクの挙動が怪しいと判断し、1984年5月26日11時、ソ・チャンドクを任意同行させたと記載されていることを根拠にして、それ以降1984年6月27日に勾留状が執行されるまで「少なくとも33日以上」¹⁷⁾ 不法拘禁された状態で調査を受けたと確認した。勾留状が發布されて以降は、全州北部警察署にいながら、昼の間は全州第510保安部隊に行って調査を受けたという。

ソ・チャンドクの前妻である崔オクソンは、真実和解委員会の調査に対して、「噂を頼りに探したあげく、第510保安部隊に行って夫の所在を確認したが、面会は許されず、勾留状が發布されて以降も、警察官に『保安部隊が朝に連れて行き、取調べて、夕方に連れ帰る』と言われて面会できず、裁判になって初めて面会ができた」¹⁸⁾ と述べた。

(b) 陵虐行為

真実和解委員会の調査で、ソ・チャンドクは、同行させられた以降の状況について、① 最初は旅館のようなところ¹⁹⁾に連れて行かれ、手錠を掛

17) 真実和解委員会は、ソ・チャンドクの妻の供述などにもとづいて、最初の連行されたのが1984年5月26日であったという記録の信用性に疑問を提起している。しかし、正確な連行日を確認することは困難であったため、真実和解委員会は「少なくとも33日以上は不法に拘禁された」と決定した。真実和解委員会・前掲注(16)1381頁。

18) 真実和解委員会・前掲注(16)1380頁。

19) 真実和解委員会は、最初の連行先は保安司分室であったと推定している。真実和解委員会・前掲注(16)1381頁の脚注15。

けられたまま捜査官たちに殴打され、寝かしてもらえないなどの陵虐行為があったこと、② それ以降、建物（保安部隊）地下室に連れて行かれ、棍棒で激しく殴打され、気絶したこと、③ ある日、拳銃を向けられ、「お前みたいな奴を1人殺しても何の問題にもならない」と言われるなど、脅迫されて恐怖心に震えたことなどを詳しく述べた。

検察官の捜査過程に関しても、ソ・チャンドクは、検察官が保安部隊で作成された書類の内容を読み、それが事実に合致しているかという質問に対して頑として否定すると、検察官が近寄ってきて、誹謗しながら、「保安部隊では認めたのに、なぜここでは認めないのか」と大声を出し、無条件に拇印を捺せと迫ったと述べた。とくにソ・チャンドクは、ハングルが分からなかったので、調書にどのような内容が記載されているのかを確認できない状態にあったので、「自分が犯罪事実を否認したので、そのように書いたのであろう」と思ったと述べた。

一方、真実和解委員会の調査において、その当時の保安部隊の捜査官たちは、ひざまづかせたり、また眠らせなかったり、また殴打や頬を叩くなどの陵虐行為を行った事実を認めた²⁰⁾。

このような調査に基づいて、真実和解委員会は、「全州第510保安部隊所属捜査官たちは、被害者に対して、数回にわたって眠らせない、手足を使って殴打する、宙づりにして棍棒で全身を叩く、道具を用いて殴打するなどの陵虐行為を行った事実が認められる」²¹⁾と決定した。

(c) 保安部隊の違法捜査

この事件の捜査記録である被疑者供述調書、参考人尋問調書などには、捜査を担当した安企部全州分室の捜査官・金某が中心的に捜査にあたったこと、取調べや尋問の場所は全州第510保安部隊であったことが記載されている。しかし、真実和解委員会の調査によれば、ソ・チャンドクとその

20) 真実和解委員会・前掲注(16)1387頁以下。

21) 真実和解委員会・前掲注(16)1388頁。

他参考人たちは、全州第510保安部隊に同行させられて捜査を受ける過程において、安企部の捜査官を見たことがないと述べている。

記録上の捜査担当者であった金某は、真実和解委員会の調査に対して、自分はこの事件を捜査したことがなく、記録記載の自分の署名と捺印については、「はっきりした記憶はないが、内容を知らないまま署名した可能性がある」と述べた。また、全州保安部隊の捜査官たちは、自分たちが捜査に参加し、一切の書類に「安企部職員のはんこを持ってきて、一度に捺印した」と述べ、虚偽の捜査担当者を記載し、捺印した事実を認めた²²⁾。

当時の国軍保安部隊令²³⁾第1条によると、保安部隊は軍法会議法第44条第2号に基づいて軍法会議が管轄する事件に対して捜査権を行使することができ、当時の軍法会議法第2条によると、軍法会議は軍刑法等に違反した罪に対して裁判権を有していた。そして、当時の軍刑法第1条第1項ないし第3項は、軍人および軍務員等に適用することを定めていた。

これによって、真実和解委員会は、保安部隊は原則的に民間人に対して捜査権を持っていないこと、国家保安法違反や刑法上のスパイ罪は軍刑法に違反する行為ではないため、軍刑法管轄ではないので、保安部隊の捜査は権限を超えた違法な捜査であることを確認した²⁴⁾。

(d) 虚偽自白の強要などによる事件捏造

真実和解委員会は、事件当時、ソ・チャンドクの犯罪事実に対して、① ソ・チャンドクは真実和解委員会に対して、北朝鮮に拉致された当時、北朝鮮当局から特別に呼ばれて教育を受けたことはなく、任務を与えられたこともなく、朝鮮労働党に入党したこともないと述べたこと、② 国家機密を探知した嫌疑について、ソ・チャンドクは第2回公判の弁護人質問の時から、自分の犯罪事実を否認し、真実和解委員会に対しても同じように否認したこと、③ 事件当時の参考人として事情を聞かれ、法廷で証言し

22) 真実和解委員会・前掲注(16)1378頁以下。

23) 1960年1月23日大統領令第9724号。

24) 真実和解委員会・前掲注(16)1379頁。

た人々も、拷問などによって保安部隊の捜査官に対して言われるがままに供述したと真実和解委員会の調査に対して述べたこと、④ ソ・チャンドクが探知したと認定された軍事機密や国家機密は、海上での操業中に自然に見たり、日常生活において聞いたりした内容であって、国家的に重大な機密を探知したとは見なされないこと、⑤ 讚揚鼓舞の嫌疑についても、参考人のカン・チュンファが真実和解委員会の調査に対して、当時の捜査官の拷問や強圧的な取調べを受けて虚偽の供述を行ったと証言したこと、また「北朝鮮は無償教育をしている。漁師の経済状況が韓国のそれに比べて良い」という発言を行ったとしても、それに国家の存立または安全もしくは自由な民主的基本秩序を危殆化する明白な危険があるとは見なされないことなどを根拠にして、ソ・チャンドクの自白には任意性が認められず、それ以外にその犯罪事実を証明する証拠がないことを決定した²⁵⁾。

2. 人権蹂躪の公式

2008年以降、真実和解委員会の調査・解明に基づいて、上で述べたスパイ捏造事件は、裁判所における再審裁判によって全て無罪が確定した。

全てのスパイ捏造事件がそうであるように、普通の漁師を突然スパイに仕立て上げた事件においても、「① 不当逮捕と不法拘禁、② 拷問などの陵虐行為による自白の強要や事件の捏造、③ 不法拘禁や拷問に対する検察官の援助とその事実に対する裁判所の徹底した無視」と「人権蹂躪の刑事司法」の実体がそのまま現れている。

① 不当逮捕と不法拘禁

(1) 不当逮捕

北朝鮮に拉致された漁師を対象としたスパイ捏造事件の関連者は、一様に無令状で同行させられて拘禁されたのはもちろん、どのような理由でどこに同行させられるのかさえ知らされないまま、国家安全企画部や治安部

25) 真実和解委員会・前掲注(16)1389-1397頁参照。

隊などに連れて行かれた。

「1984年5月下旬のある日の午後2時ごろ、操業のために家を出たが、突然4、5人の屈強な人たちが、『ちょっと話があるから、一緒に行こう』と言いながら近づいてきて、すでに待機させていた自動車に強制的に乗せました。令状を見せたり、何かの事件のために調査するという説明もなく、一瞬のことだったので考える余裕もなく、『あなたは誰ですか。なぜ私にこのようなことをするのですか。すぐに降ろしてください』と言うと、男の1人が走る車の中で、意識を失うほどの暴行を加え、手を背中後ろに縛って目隠しし、どこかも知らずに連れて行かれました。何の罪もない私を拉致したので、私はこの人々は拉致犯なのかと思いました。いろいろ考えながら10分ないし20分ほど走ったところで、ある建物に到着し、私は降ろされました。そして、ある部屋に引き連れられていきました」(2007年2月28日に行われたソ・チャンドクの実質和解委員会の調査における証言)²⁶⁾。

どのような理由なのかも分からないまま、無防備な状態で、暴行や脅迫を受けながら、そして両眼を隠されたまま、事実上拉致された時の恐怖感、言葉では言い表せないほど怖いものであったであろう。しかも、このような不当な逮捕と拘禁は、「任意同行」という法的形式を仮装して行われたため、刑事訴訟法上の被疑事実の通知をはじめ、被疑者の権利を告知するミランダ原則や家族への通知規定などは適用されなかった。また、このようにして連れて行かれた人々がどこにいるのか、家族をはじめ、周りの人々はその行方を知ることが非常に困難であった。たとえ家族の所在を把握しても、被拘禁者との面会が許可されることはほとんどなかった。

「1984年5月24日か25日の朝、夫が賃金の前払いを受けるために出かけましたが、夕方になっても帰ってこないで、探した結果、全州第51公社(全州第510保安部隊の意味)に行き、夫がいることが確認できました。し

26) 実質和解委員会・前掲注(16)1381頁。

かし、面会はできず、その後、全州北部警察に拘禁されている時も、『保安部隊が朝になると連れて行き、夕方には連れて帰るが、その係の者がつかまらない』と、警察官が説明したため、面会することはできませんでした。面会ができたのは、裁判の場でした」（2007年7月24日に行われたソ・チャンドクの前妻のチェ・オクソンの真実和解委員会の調査に対する証言）²⁷⁾。

(a) 無令状の長期拘禁

スパイ捏造事件の被疑者は、不当な逮捕に続き、その後は数十日、長い場合には100日余りのあいだ不法で長期の拘禁状態において捜査を受けた。

不法な長期拘禁の目的は、自白を獲得して、意図的に関係者の供述を一致させて、同じ内容の事件を捏造することにある。北朝鮮拉致被害漁師のスパイ捏造事件は、すべての被疑者の自白と参考人の供述以外に嫌疑を立証できる直接証拠がない事件であった。捜査機関の側では、当然のこととして被疑者の自白を獲得することが重要になり、捜査機関が望む自白を得るために、完全に外部から遮断された長期間の管理が何としてでも必要であったのである。

スパイ捏造事件の捜査を担当した捜査官が真実和解委員会に対して行った証言もまた、このことを裏づけている。

「日中には、情報第3系の事務所において、情報第3係長のアン・**などが、カン・デグァンを捜査し、夜間には、シンウォン旅館などに連れて行って取調べていたことを記憶している。カン・デグァンが、ブアン警察署に連れて行かれて数日が過ぎ、ベク・オクギルなども連れて行かれたが、ブアン警察署情報課の刑事たちが無令状のまま個人を拘束して、ソウル宿屋などで取調べ、カン・デグァンを40日以上、ベク・オクギルなどを30日余り、不法に拘禁して取調べた。全北道警対共分室に連れて行って捜査したこともある」（カン・デグァン事件に関係した捜査官キム・**の

27) 真実和解委員会・前掲注(16)1380頁。

真実和解委員会に対する証言)²⁸⁾。

「長期間拘禁することは、当時の慣行だった」(2007年2月24日に行われたソ・チャンドク事件に関係した元全州保安部隊捜査官イ・**の真実和解委員会に対する証言)²⁹⁾。

「法的に48時間を超えて身柄を拘束することはできない。それは違法だが、当時の捜査慣行上そのようなこと(逮捕状なしの長期拘禁)が行われた。「スパイが1日、2日取調べて、私はスパイですと言うことはないであろう。スパイは思想的に武装しているので、簡単に認めることはないので、そうこうするうちに長いあいだ拘禁することになって、捜査の期間が長くなったりするのである」(2007年9月24日に行われたソ・チャンドク事件に関係した元全州保安部隊捜査課長キム・**の真実和解委員会に対する証言)³⁰⁾。

スパイ捏造事件で示された事実を見ると、国家安全企画部や保安部隊の不法拘禁は、関係者が自暴自棄の状態に至り、捜査機関が作成しておいた脚本通りに供述するまで続けられた。捜査機関の意図に合致する水準の自白や供述が得られた時に、ようやく「公式の」被疑者供述調書やその他の供述調書が作成され、これに基づいて勾留状が請求されて拘束されるというのが、通常の見解であったことがわかる。このような方法がとられたために、勾留状請求前に違法な拘禁が行われていたという事実は、「法的」には跡形もなく消えてしまう。ジョン・ヨン事件で明らかになったように、国家安全企画部の捜査官は、長期の不法拘禁を隠蔽するために、被疑者供述調書等が作成された作成日を偽ることをためらわなかった。

不法な長期拘禁は、法的には任意同行や身柄の保護を根拠にして正当化されたため、これらの不法拘禁の期間は、もちろん勾留期間に含まれない。スパイ捏造事件の被害者は、そのあいだ法的保護を完全に絶たれたま

28) 真実和解委員会・前掲注(13)677頁。

29) 真実和解委員会・前掲注(16)1380頁。

30) 真実和解委員会・前掲注(16)1380頁。

ま、捜査機関による拷問と懐柔策、強要に対して無防備な状態にならざるをえなかった。

② 拷問などの陵虐行為と事件の捏造

スパイ捏造事件の裁判記録を見ると、捏造事件の被告人は、検察官によって起訴され、裁判を受けるようになった時から、法廷での供述を通して、そして控訴理由書や上告理由書を通して、拷問によって虚偽の自白を行ったことを一貫して主張していたことが明らかである。彼らは、真実和解委員会の調査に対しても、拘禁されていた当時、寝かしてもらえなかったことをはじめ、様々な種類の拷問を受けたことを証言した。「家族を拘禁するぞ」とか、「誰にも気づかれないよう殺すぞ」というような脅迫を受けたりもした。

「83年頃、国家安全企画部の仁川分室の捜査官たちが、服を脱がして殴打し、眠らせないまま暴行を加え、野戦ベッドの脚で殴るなど、様々な拷問を頻繁に加えました。必死に反抗すると、2人の捜査官が腕をつかんで、うつぶせにして殴打し、お尻が裂けて、血が流れ、下着のパンツが真っ赤に染まることもありました。その後、手の平、足の裏も腫れて膨れあがり、そこから粘液が流れて、真っ直ぐに歩くこともできませんでした。拷問に耐えられなかったので、屋上から飛び降り自殺するために、トイレに行くふりをして部屋の外に出て、警察官を振り切って屋上に駆け上がりました。しかし、そこで捕らえられてしまいました。その後は、ずっと手錠をかけられたので、食事も目の前に置いて、犬が食べるようにして食べました。オシッコをするにも、尿管を与えられ、調査室の中で用を足さなければなりませんでした」（国情院真実委に対するジョン・ヨンの証言）。

「両側の柱に鉄棒かけた後、ひもで結んだ両手をそこに吊り下げ、体がその鉄棒に吊り下げられた格好になりました。捜査官は、そのように吊り下げて、野戦ベッドの角材で容赦なく殴り始めました。約20分間、胸や足

がやたらに殴打され、その後は血を吐くほどでした。捜査官は殴りながら、『こういう奴には、手本を示してやらねばならない』と言いながら、殴りました。そのように殴られ、最後には気絶しました。目が覚めると、本当に恥ずかしい話ですが、大便を漏らしていました。そこに保安部隊の連中が軍用のパンツを持ってきて、着替えろと言いましたが、大便を洗い流す水をくれなかったので、そのままパンツで拭き取るようにしました」(2007年2月28日に行われた真実和解委員会に対するソ・チャンドクの証言)³¹⁾。

拷問などの陵虐行為は、通常は、違法な同行(逮捕)が行われた直後に、直ぐさま開始されたといわれている。ソ・チャンドクは、同行させられた直後に、手錠をかけられ、「スパイなのか」という質問に対して「違う」と答えると、即座に無慈悲な殴打が始まったと証言している。そして、密室での拘禁と拷問によって虚偽の自白をさせられた後は、当事者たちが自白を翻すようなことがあると、たちまち拷問が加えられた。供述書や調書を捜査機関が言うとおりに「書いて覚える」ことが繰り返される過程で、このような陵虐行為が継続された。これを繰り返した後、国家安全企画部や保安部隊が望む通りの内容で事件が捏造されると、ようやく不法拘禁と拷問が終わるのである。

スパイ捏造事件の被疑者だけが拷問を受けたわけではない。参考人として事情を聞かれたほとんどの人が連れて行かれるやいなや、拷問などの陵虐行為を受け、これによって当時の被疑者の嫌疑を立証する証拠としての参考人尋問調書が捏造されたのである。

「捜査官たちが要求した通りに私が返事をしないと、彼らは拳で頬を殴りました。そうするうちに耳を殴られ、鼓膜が破れてしまいました。今でも耳が聞こえません」³²⁾。

31) 真実和解委員会・前掲注(16)1382頁。

32) 2008年12月9日、真実和解委員会のジョン・ヨン事件に関する調査で参考人ジョン・ガ
ンミョンが行った証言。

③ 検察官の捜査

スパイ捏造事件の捜査過程を見ると、検察官は、国家安全企画部や警察などの第一線の捜査機関が慣行的に行った不法拘禁や陵虐行為を一貫して黙認し、またはそれに協力したと見ることができる。不法拘禁によって数十日以上にわたり外部から完全に遮断されたまま、過酷な拷問を受けたという訴えがなされても、検察官はそのような不法拘禁や拷問などの事実を全く無視し、国家安全企画部などの捜査機関が作成した調書の内容にしたがって、被疑者供述調書を作成することだけに専念した。

真実和解委員会の調査によると、検察庁は、人権擁護機関として、国家安全企画部の違法捜査を調査するどころか、むしろ被疑者たちが国家安全企画部などの捜査機関に対して行った供述の内容を否定すると、「もう一度、国家安全企画部に送って、調査させるぞ」と脅迫を与えるのが常であった。また、実際に嫌疑を否認する被疑者を国家安全企画部に送致して、再び拷問を受けさせたこともあった。検察庁は、すでに被疑者たちが国家安全企画部の不法拘禁や様々な種類の拷問によって極端に恐怖心を抱き、不安にさいなまれている事実を黙認しただけでなく、その状態を「積極的に利用」したと評価せざるをえない。

検察官がこのように捜査を進めると、被疑者たちは途方もない挫折を経験する。実際にも、多くの被疑者たちは、検察官の前に行くと、警察や国家安全企画部によって受けた拷問や虚偽の自白のことを訴え、それを救済してもらえんと思っていて。しかし、実際は正反対であった。むしろ検察官は、極悪な拷問に苦しめられた被疑者の恐怖心と不安を利用し、懐柔と脅迫を意のままにしたのである。検察官が作成した被疑者供述調書や参考人尋問調書は、国家安全企画部などの捜査機関が作成したのと一字一句たりとも異ならないように書かれている。そのことが、その当時の検察官が行った捜査の現実を明らかに示している。

「検察官は、是非善悪を判断する人だと思っていました。しかし、検察官は問答無用に取調べした後、被疑者である私にそれを読み聞かせること

もせずに、拇印を押せというので、そのようにしました」(ジョン・ヨンの上告理由書)。

「検察官が調書を見ながら、保安部隊で捜査した内容をさっと読み上げて、事実と合っているかと聞きました。私が頑強に否認すると、罵倒しながら、『おい、**。保安部隊では認めたくせに、なぜここで否認するんだ』と大声で怒鳴りました。それでも私はやっていないと言うと、『分かった』と言いました。そして、私に拇印と割印を押せというので、押しました。私はハンゲルを知りません。私には、検察官がどのような内容の供述調書を作成したかを確認する方法がないじゃないですか。私は犯罪事実を否認したので、そのように書かれているものとしか思いませんでした」(2007年2月28日に行われたソ・チャンドクの実態和解委員会に対する証言)。

「ある日、風呂に入らせてもらって、散髪もしてもらった後、散歩でも行こうかと誘われて、付いて行きました。今日は良い人に会いに行くから、うまく話をすれば、早く家に帰してくれるかもしれないとのことでした。それで、誰に会うのかと尋ねると、検察官に会うと言いました。検察官に会うと言われたので、『そうだ！ 検察官に私が受けた過酷な扱いの全てを話して、これまでの調書の内容はすべて偽りで、それは拷問によって作成されたものだ』と話そうと思いました。そして、会った検察官にそのように話しました。最初は優しそうな検察官でしたが、その言葉を聞いたとたん、恐ろしい顔つきに変わり、『こいつは、まだしっかりしていないようだ。行って、精神教育をさらに受けなければいけない』と言いました。その後、再び保安部隊に送致されて、約12日間、嫌疑を認するまで拷問を受けました。そのとき受けた拷問は、人間として絶対に想像もできないような、足の裏を舐めるような屈辱的で残酷なものでした」(ジョン・サムグンの証言)³³⁾。

33) 民家協編『私はスパイではない(スパイ捏造事件資料集第3部)』(2006年)17頁。

三 刑事司法の構造と背景

スパイ捏造事件において事件を捏造する方法は、一様に、警察、国家安全企画部、軍保安部隊などが、不法拘禁や拷問などの人権侵害行為によって、スパイ活動（国家保安法または反共法違反の行為）を行ったという虚偽の自白を得て、これを被疑者供述調書や尋問調書などに記載し、裁判所がその調書に基づいてスパイ行為の有罪判決を言い渡すというものであった。それは一種の法則のようなものである。短くて十数日、長くて数百日にわたる無令状の不法拘禁が強いられ、その間に行われた様々な拷問や陵虐行為によって事件を捏造するために、虚偽の供述が強要され、最終的には独裁権力の社会的必要性に対応したスパイ捏造事件が「生産」された。

とくに北朝鮮に拉致された漁師の場合、ほんの少し北朝鮮と接触したという理由だけで、韓国に帰還した後も継続的な監視対象にされた。そして政府は、監視の過程において、権力機関によって捉えられた事実を口実にして、10年、20年が経過した後でもスパイ行為の嫌疑をかけて事件を捏造することに成功した。このようにして捏造されたスパイ事件は、軍事独裁時代の政治権力の正当性の危機を克服するために、反共イデオロギーを広める役割を担った。裁判所、判決を通して、歪曲されたスパイ捏造事件の実体を法的に公認する保証人の役割を忠実に実行した。

1. 刑事手続における適正手続保障の脆弱性

過去の軍事独裁時代において、スパイ事件の捏造を可能にした背景や原因の一つとして、その当時の捜査および裁判手続において適正手続の保障が正常に機能しなかった点を挙げるができる。

① 違法同行と拘禁の日常化

スパイ操作事件が発生した1970年から80年代は、今日の刑事訴訟法に規

定されている逮捕状や勾留状の実質的審査制度がなかった時代である。逮捕状や勾留状の実質審査制度が導入されたのは、1995年の刑事訴訟法改正によってである。身柄拘束に関する当時の刑事訴訟法の制度は、「令状逮捕」と「緊急逮捕」だけであったため、捜査機関は「任意同行」や「保護室留置」などの名目でいったん被疑者の身柄を拘束し、その後に逮捕状を請求するという方式を用いるのが慣行となっていた。これは事実上の強制処分であって、逮捕に相当するものであるが、当時の刑事訴訟法上では「任意同行」という名で正当化されていた。

令状審査制度がなかった状況では、機械的にはんこを押すように令状を発布した当時の逮捕状発布の慣行にも問題があったが、身柄拘束制度の最大の欠陥は、事実上の無令状の不法拘禁が広く行われ、黙認されていた点にある。軍保安部隊や警察、国家安全企画部などは、不法拘禁の事実を隠蔽するために、被疑者供述調書や尋問調書などの記載日を拘束令状の発布日以降に書き変えることもためらわなかった。不法拘禁は、拷問など陵虐行為や自白の強要につながる事件の捏造の基礎である。それにもかかわらず、不法拘禁は刑事訴訟法上の任意同行ないし保護室留置という任意捜査の外観によってカムフラージュされて、慣行のように繰り返し行われ、検察庁と裁判所はこれらの不法拘禁や拷問などの人権蹂躪行為を一貫して黙認したのである。

このように不法拘禁が横行していた当時の捜査の現実には周知のものであったが、検察官はこの不法拘禁の慣行にして牽制機能を全く発揮していなかった。被疑者が不法拘禁や拷問の事実を訴えても、それを徹底に無視しただけでなく、不法拘禁や拷問によって著しく萎縮した被疑者の立場を巧妙に利用して、被疑者供述調書を作成することだけに専念した。

裁判所も同じであった。ほとんどのスパイ捏造事件の裁判に見られるように、被告人が拷問や長期間の不法拘禁を訴えても、裁判所は「それを裏づける証拠は、被告人の主張以外にはない」とか、また「無令状の捜査を一時的に受けた場合でも、自白の任意性ないし信用性は否定されるもので

はない」というような論理を用いて、不法拘禁や拷問などのスパイ事件が暴力的に捏造された状況を常に無視した。不法拘禁の状態にあった被告人は、弁護人はもちろん、家族との連絡も完全に遮断された状態にあったので、その当時の不法拘束や拷問などの事実を立証するのはほとんど不可能に近い。

② 証拠法の脆弱性

次に挙げられるのは、刑事訴訟法上の証拠法の問題である。その当時、裁判所は、不法拘禁によって自白が強要された捜査の現実をそのまま容認するための解釈論を展開することで、不法な暴力的捜査の現実を「保証」する役割を果たした。その中心にあったのは、証拠として強大な力を持った「検察官作成被疑者供述調書」（検察官面前調書）であった（韓国刑事訴訟法第312条）。

解放以後、韓国刑事訴訟法において検察官が作成した被疑者供述調書は、周知のように、有罪の証拠として大きな威力を発揮した。被告人が法廷で否認しても、検察官が作成した被疑者供述調書の証拠能力は簡単に認められ、その証明力も大きかった³⁴⁾。スパイ捏造事件の背景を見ると、ありとあらゆる不法な手段を動員し、血眼になって自白を獲得するのを可能にしたのは、自白した内容が書き入れられた被疑者供述調書が刑事裁判において容易にかつ強力な証拠として受け入れられたからである。裁判所はこのようにして捜査の現実を裏書きした。それを支えた証拠法の中心的

34) 刑事裁判において調書は絶大な威力を誇っていた。その歴史を遡ってみると、日本帝国主義の支配下における予審制度が根幹にあることが分かる。当時の予審裁判官は、公判が開かれる前に非公開で事件を審理し、これを調書に記載する。その調書が公判廷に提出されると、公判裁判官は公判廷において調書に基づいて裁判する。つまり、法廷の審理は事実上の予審裁判官の調書を確認する形式的手続でしかなかったのである。予審制度は、1948年に廃止され、1954年に制定された刑事訴訟法は、公判廷における口頭弁論および証拠調べを原則として規定し、いわゆる公判中心主義を明確にしたが、慣習は簡単には変わらなかった。予審裁判官の役割は、検察官に引き継がれただけであった。検察官作成の被疑者供述調書は、なおも絶大な威力を発揮した。

なポイントは次の二つに集約される。

(1) 自白の任意性と自白排除法則

刑事訴訟法は、「任意性のない自白」の証拠能力を排除する規定を設けている（第309条）。スパイ捏造事件が横行していた軍事独裁時代にもこの規定はあった。しかし、自白排除法則は、大法院の解釈論と実務慣行によって事実上無力化される方向で運用された点を想起しながら見なければならぬ。

第一に、自白の任意性に対する立証の責任が検察官の側にあることは明らかである。しかし大法院は1980年代まで、刑事訴訟法第309条の適用にあたり、検察官の面前で行われた自白については、その任意性が推定されるという解釈論を展開することによって、自白の任意性の立証責任を事実上被告人に転嫁する態度³⁵⁾をとっていた。「刑事訴訟法第309条は、任意に供述したものではないと疑うに足りる理由がある場合には、自白の任意性を否定すると定めているが、被疑者が任意に供述したのではないと主張しているだけではその理由としては十分ではない。裁判官が自白の任意性について相当な理由があるとは思わないような拷問、暴行、脅迫、不当に長期的な身体拘束、欺罔、その他の方法など具体的な事実が存在しなければならぬ。そのような具体的な事実が存在することによって、自白の任意性について合理的で相当な程度の疑いが差し挟めるような場合に、ようやく検察官に挙証責任が転嫁されるということが出来る」³⁶⁾。大法院は、

35) 大法院1983年3月8日宣告, 82ト3248判決。「被告人がその供述の任意性を争う場合、当事者主義の立場を貫くならば、その供述調書を作成して証拠として提出したのは検察官であるので、検察官に供述の任意性を立証する責任があると主張することは当然の帰結であるといえよう。しかし、かつての憲法や刑事訴訟法に明文で規定されていたように、拷問、暴行、脅迫、長期間の不当な身体拘束や欺罔などによって供述の任意性が失われることがあるが、証拠の収集過程に違法性がないにもかかわらず、なおも供述の任意性が失われるような場合があるとすると、そのような場合の事情というのは、憲法や刑事訴訟法等の規定に照らして考えると、とくに例外に属する事情である。従って、検察官の面前で行われた供述は任意性があると推定されると解釈すべきである。

36) 大法院1984年8月14日宣告, 84ト1139判決。

このような自白の任意性を推定する論理を用いて、検察官が作成した被疑者供述調書に無限の信頼を寄せたのである。「検察官作成の被疑者供述調書が、被疑者が被告人となってから公判廷において行った供述によって真正に成立していることが認められるならば、つまりその調書に記載された被疑者であった当時の供述に任意性がないと疑うに足りる特段の理由がなければ、証拠能力があるものと認められる。その任意性が疑わしく、争われる場合には、裁判所は具体的な事実関係にもとづいて当該調書の形式および内容、供述者の学歴、職歴、知能の程度など諸般の事情を総合的に斟酌して、自由な心証によってその任意性の有無を判定することができる」³⁷⁾。

スパイ捏造事件の被告人の多くは、法廷における供述を通して、そして控訴理由書や上告理由書を通して、拷問された事実を裁判官の前で主張した。拷問の事実、刑事訴訟法第309条にもとづいて自白の任意性を排除する理由にあたり、拷問の事実が認定されると、自白が記載された被疑者の供述調書には証拠能力が認められなくなる。学界では第309条の解釈に関して様々な議論があるが、適正手続と被疑者の人権保障の精神に照らして考えると、第309条の規定それ自体に大きな欠陥があるわけではなかった。問題があったのは、むしろ被告人が法廷で「捜査における拷問」について問題提起した時に、「被告人は具体的な事実を挙げて、それを立証しなければならない」とした裁判所の態度の方である。スパイ捏造事件の被疑者は令状なしに同行させられ、外部との交通が完全に遮断されたまま、つまり密室に不法に拘禁されたまま、拷問などの陵虐行為を受けた。その家族は、被疑者がどのような場所で拘禁されているか知らなかったし、たとえ知っていても面会することは許されなかった。このような長期にわたって完全に孤立した状態で拷問を受けた人々が、拷問を受けた事実を証明できるはずがない。裁判所は、拷問を受けた被告人が行う法廷での供述

37) 大法院1984年6月26日宣告, 84ト748判決。

を「被告人がよく使う異議申立という名の常套手段」に過ぎないと見る態度をとった。拷問の事実を証明する方法は、被告人の立場から拷問の事実を供述すること以外には現実的にはなかった。自白の任意性に関して被告人の側から異議申立がなされた場合、検察官は自白に任意性があることを立証しなければならないという検察官の立証責任を正面から認めた判例が登場するのは、ようやく1990年代後半になってからである³⁸⁾。

第二に、スパイ捏造事件の被疑者の検察官の面前での供述について、裁判所は被疑者が検察官から直接的に拷問や陵虐行為を受けた事実がないことを理由にして、「特信情況」（韓国刑事訴訟法第312条第1項）があることを認め、検察官作成の被疑者供述調書の証拠能力を肯定した。確かに、その当時の検察官が被疑者を直接拷問することはほとんどなかった。しかし、すでに長期にわたる不法拘禁と拷問に苦しみ、虚偽の自白をするしかなかった被疑者は、極度の恐怖心と不安感が継続した状況のなかで検察官から捜査を受け、そのような状況のなかで「国家安全企画部に送り返して、もう一度捜査を受けるようにしてやるぞ」という言葉を言われたならば、それだけでも十分に拷問としての意味があったと思われる。大法院は、「被告人が、検察官から取調べを受ける前の段階で、捜査機関において拷問などの陵虐行為を受けて任意性のない自白をした後、検察官から捜査を受ける段階においても任意性が認められない心理状態が継続していた状況のなかで同じ内容の自白をした場合、たとえ検察官の捜査段階において拷問など自白を強要する行為が行われなかったとしても、検察官の面前での自白は任意性のない自白であるとしか考えられない」³⁹⁾と判示しているが、「任意性が認められない心理状態が継続していた」ことの挙証責任が被告人に課されている限り、被告人がこれを立証するのはほとんど不可能に近いといわなければならない。

38) 大法院1998年4月10日宣告, 97ト3234判決。

39) 大法院1981年10月13日宣告, 81ト2160判決, 同1992年11月24日宣告, 92ト2409判決。

第三に、しかも大法院の判例は、警察や国家安全企画部の捜査の段階において、一時的に不法拘禁が行われていようとも、検察官の面前で被疑者が行った供述の任意性は、そのことだけで自動的に排除されるわけではないという立場に立っている。「たとえ警察で不当な身体拘束を受けたとしても、検察官の面前で行われた被疑者の供述に任意性が認められる場合には、そのような不当な身体拘束があったという理由だけで、検察官が作成した被疑者供述調書の証拠能力が失われるわけではない」⁴⁰⁾。スパイ捏造事件における不法拘禁の事実は、ほとんどの場合、検察官として少しでも注意をすれば容易に確認できる事実であったと思われるが、任意同行や保護室留置という美名の下に長期にわたって日常的に不法拘禁が行われていた状況のなかで、かりに国家安全企画部や警察の不法拘禁の事実が部分的に認められるようなことがあっても、上記の大法院判例にもとづくならば、検察官の面前で行った自白の任意性を否定することは不可能であろう。スパイ捏造事件の当事者は、1日や2日ではなく、数十日におよぶ不法拘禁と拷問に苦しまねばならなかった。しかし、大法院の判例と当時の裁判所実務では、国家安全企画部や警察の捜査過程で不法で長期の拘禁が行われた事実が認められても、それだけでは検察官の面前で行われた自白の任意性を否定することはできなかった。

被疑者のなかには、検察官の面前で取調べが始まると、警察で行った自白を真っ先に否認する者もいた。しかし、検察官はそれを検察官の取調べが任意に行われたことを演出し、被疑者は検察官の面前で任意に供述したことを証明する資料として用いた。被疑者が検察官に送致された後、検察官による取調べの最初に、警察において不法拘禁や拷問を受けた事実を指摘し、自白を否認した情況が、それが今後は逆に検察官の面前で行なった供述の任意性を立証する資料となったのである。

要するに、当時の刑事訴訟法の解釈論と裁判実務を見ると、裁判所は検

40) 大法院1986年11月25日宣告，83ト1718判決。

察官に全幅の信頼を寄せ、検察官による捜査には原則的に任意性と信用性があるという前提から出発しているので、自白の任意性を否定するためには、「検察官が捜査した時に、拷問や陵虐行為が行われたことを被告人が立証」しなければならなかった。かりに国家安全企画部や警察の段階での捜査過程において行われた不法拘禁と拷問の事実が認定されたとしても、そのことによって検察官の面前の前での自白の任意性が否定されるわけではなかったのである。

このように1970年代から80年代にかけての刑事訴訟法第309条の適用実態を見ると、国家安全企画部や警察の捜査と検察官の捜査が一種の「機能的役割分担」の共謀関係の中で行われていたことが容易に理解できる。国家安全企画部や警察などの初期の捜査では不法拘禁が常例化され、それを利用して拷問による虚偽の自白の強要が行われた。そして、勾留状によって正式に身柄拘束が行われ、事件が検察庁に送致されて以降、検察官は、不法拘禁と拷問ですでに極度の恐怖心を持った被疑者を相手に自白を得るには、「少しの脅迫」を行うだけで十分であった。そして、このようにして検察官が作成した被疑者供述調書は、裁判所が検察官に対して寄せる全幅の信頼を受けて、強靱な証拠能力を持つことができたのである。

(2) 検察官作成の被疑者供述調書の能力

検察官が作成した被疑者供述調書には「成立の真正さ」が求められる。そのためには、「供述が特に信用できる状況で行われたこと」が要件として必要である（2007年6月1日改正前の刑事訴訟法第312条第1項⁴¹⁾。

41) 現行刑事訴訟法第312条第1項は、「検察官は、被告人となった被疑者の供述を記載した調書が適法な手続と方法にもとづいて作成されたこと、被告人によって供述された内容と同じ内容を記載していることが、公判準備または公判期日に被告人の供述によって認定され、そしてその調書に記載された供述が特に信用できる状況で行われたことが証明されたときに限り、被告人の供述調書を証拠とすることができる」と規定している。2007年の刑事訴訟法改正によって文言が変更されたが、「成立の真正さ」と「特信状況」という要件が必要なのは以前と同じである。

「成立の真正さ」は、「形式的意味における成立の真正さ」と「実質的意味における成立の真正さ」に区分される。「形式的意味における成立の真正さ」とは、供述を行った者の署名・捺印があるという意味であり、「実質的意味における成立の真正さ」とは、供述者の供述内容と供述調書に記載されている供述内容とが一致しているという意味である。しかしながら、それまでの大法院の判例は、検察官が作成した被疑者供述調書について、「形式的意味における成立の真正さ」が認められる場合、特段の事情がない限り「実質的意味における成立の真正さ」が推定されるという立場に立っており⁴²⁾、さらに被疑者供述調書の成立の真正さが認められると、「その調書に記載されている被疑者の供述は、任意性を疑うに足る特別の理由がない限り、証拠能力が認められる」⁴³⁾という見解をとることによって、事実上の実質的な成立の真正さが認められさえすれば、自白の任意性まで推定されるという立場をとっていた。このような大法院判例によれば、検察官が作成した被疑者供述調書について、供述を行った者の署名・捺印がある限り（「形式的意味における成立の真正さ」が認められる限り）、供述を行った者の供述通り、調書が作成されていると推定され（「実質的意味における成立の真正さ」が推定され）、それゆえに供述が陵虐行為を受けず、また適正手続に違反せずに任意になされたという意味において、自白の特信情況をも推定されるという結果がもたらされる。このように検察官作成の被疑者供述調書には強い証拠能力が認められるため、被告人が法廷で以前の供述を否認しようとも、裁判所はそれに耳を傾けるといよりは、検察官の面前で行われた供述を簡単に証拠として採用して、有罪判決を言い渡すのである。

学界からの多くの批判があったにもかかわらず、検察官作成の被疑者供

42) 大法院2001年6月29日宣告，2001ト1049判決，同1995年5月12日宣告，95ト484判決，同1986年3月25日宣告，86ト218判決など。

43) 大法院1992年2月28日宣告，91ト2337判決，同1983年3月8日宣告，82ト3248判決など。

述調書の証拠能力に関する上述の解釈論と実務慣行は、2004年に大法院大法廷が判例変更するまで続いた。大法院は、刑事訴訟法第312条第1項の条文に忠実に、「被告人の供述によって、実質的意味における成立の真正さが認められるべきである」という観点を確認したのは、たった8年前の2004年12月16日の全員合議体の判決⁴⁴⁾を通してであった。「刑事訴訟法第312条第1項本文は、『検察官が被疑者または被疑者でない者の供述を記載した調書および検察官または司法警察職員が検証の結果を記載した調書は、公判準備または公判期日において、それを供述した者の供述によってその成立の真正さが認められたとき、証拠とすることができる』と定めているが、ここで成立の真正さとは、割印、署名、捺印などの調書の形式的意味における成立の真正さとその調書の内容が供述した者の供述通りに記載されているという実質的意味における成立の真正さの二つの真正さを意味しており、上記の法文の文言によれば、「それを供述した者の供述によって」認定する方法の他に、その成立の真正さを認定する方法を定めていないので、実質的意味における成立の真正さもまた、それを供述した者の供述によって認定されるものと解すべきである。これは検察官が作成し、後に被告人となった被疑者の供述調書の場合においても変わるところはない。従って、検察官が被疑者や被疑者でない者の供述を記載した調書については、公判準備または公判期日において、供述した者の供述の形式的意味における成立の真正さだけでなく、実質的意味における成立の真正さが認められた場合に、その成立の真正さが認められ、証拠として採用できると解さなければならない」。

以上のように、刑事裁判はもっぱら被疑者供述調書の信用性を形式的に確認するための手続に墮し、被告人が法廷で行なった主張よりも捜査機関が様々な拷問と懐柔、脅迫で得た被疑者供述調書の方が信用された。スパイ捏造事件が余りにも容易に作り上げられた背景には、このような裁判の

44) 大法院2004年12月16日宣告, 2002ト537判決。

現実があったのである。

③ 弁護人の援助

スパイ捏造事件を見ると、捜査の初期段階において不法拘禁が行われていた当時、弁護人の助力を受けることは期待できないことだった。家族には連れて行かれた事実さえすぐに分からなかったし、たとえその場所が分かっているとしても、被疑者に面会することはできなかった。このような状況では、弁護人がなしうることはほとんどなかった。弁護人の接見はほとんど認められず、その当時は、弁護人が被疑者の取調べに立ち会う権利は法的に保障されていなかった。憲法に規定されている「弁護人の援助を受ける権利」は、それこそ無用の長物となるほかなかった。

公式の拘禁が勾留状による勾留から始まる当時の刑事手続の構造において、「令状発布以前の拘禁」は、法に反した「違法」な捜査ではなく、「法以前の領域」の行動として扱われていた。

裁判が始まると、国選弁護人が選任されるが、当時の国選弁護人の役割は——ジョン・ヨン事件において赤裸々に明らかになったように——、被告人が主張するような拷問を受けた事実や虚偽の自白を強要された事実を踏まえて、被告人が無罪であることを弁護するというよりは、むしろ法廷での自白は量刑において斟酌されることを被告人に伝え、法廷での自白を誘導するだけであった。つまり、有罪を前提としながら、せいぜい裁判所に対して寛大な判断を訴える程度の役割しか担っていなかったという問題があったことも指摘することができる。

2. 軍事独裁時代の政治司法と司法府の役割

李^{イジェスン}在承教授によれば、「政治司法」は広義においては不公正な裁判を生み出す政治的司法構造を意味し、狭義においては政治的目的に奉仕する不公正な裁判を意味する⁴⁵⁾。裁判所は、ある時には政治的目的に奉仕しよ

45) 李在承「政治司法と過去清算」『民主法学』第29号（2005年）19頁。

うとする意図から不公正な裁判を行い、またある時には外形的な公正を取り繕うことによって階級性とイデオロギー性を隠蔽しながら裁判を行って、政治司法を実現する。韓国史において、クーデタのように政治的変動が急激に起こる時期には、政治司法は赤裸々な国家暴力の姿で現れた。済州4・3事件の軍事裁判など、朝鮮戦争前後の民間人に対する軍事裁判、6・16革命裁判、維新時代の戒厳裁判などがそうである。それに対して、権威主義的な政治権力がある程度安定し、政治権力ないし支配階級の正当性の危機が解消される時期になると、政治司法は、「法治国家の外観を装うことによって、支配体制に対して抵抗する勢力を恒久的に排除する役割」⁴⁶⁾を担う。北朝鮮に拉致された漁師をはじめ、数多くの無辜の人々にスパイの嫌疑を負わせてスパイ事件を捏造しようとした事件は、司法機関のこのようなイデオロギー的役割を克明に表している。

わが韓国社会の一角には、過去の軍事独裁と権威主義的統治の時代において、司法府もまた絶対的権力者である大統領と支配権力の政治要求に応える役割を果たすことを余儀なくされたと強調し、「司法府も被害者である」と暗に認識させようとするものがある。朴正熙大統領の時代に大法院長を務めたミン・ボクキ氏は、「朴大統領は、軍の出身者であったために、司法府を軍の法務監室ぐらいにしか思っていなかった」と回顧談で明らかにした⁴⁷⁾。ジョン・ヨン事件の第1審裁判の陪席裁判官を務めたシン・ピョン教授（慶北大学校法科大学院）は、国情院真実委との面談のなかで、「その当時、この事件は不可解だという印象はなかった。また、国家安全企画部や保安部隊に対して、肯定的に意思を表明した事件について、裁判所があえて何か付け加えることがあるとは想像すらできなかった」と証言した。その当時、政治権力が、司法府に対して、その要求に忠実に答えさせるために、様々な懐柔と脅迫を行い、司法府がそれに苦しめられて

46) 李存承・前掲注(45)34頁。

47) イ・ホンファンが1996年にソウル大学に提出した法学博士学位論文「政治過程における司法権に関する研究」126頁。

いたのは否定できない事実である。裁判所の所長が中心になって集団で辞表を提出するなどして、政治権力の司法弾圧に対して抵抗したこともあった。1971年に国家賠償法の軍人特例条項に関する違憲判決が出されたが、それに触発された司法のうねりはその代表的事例である。しかし、1970年代から1980年代にかけての時代を全般的に見ると、裁判所は、包括的な権威主義的権力のもとで検察庁の令状担当部のように扱われ、検察官の控訴・上告の趣意書と一字一句違わないよう判決文に犯罪事実を記載するいわゆる「自動販売機判決」ないし「おうむ判決」が大量に書かれ、検察官の求刑がそのまま裁判所の宣告刑になる「値引きなし判決」が大量に生産された。

ここで政治司法の遂行機関としての裁判所の機能をもう一度確認する必要がある。良心の葛藤を経験した裁判官も多くいたかもしれないが、ほとんどの裁判官は「司法権の独立」と「自由心証主義」という制度的特権の中に姿を隠したと見た方が、当時の司法府に対する正確な診断であると思われる⁴⁸⁾。司法権の独立とは、本来的には、政治的な外圧から裁判官の自由な判断を保障する、つまり法律と良心に従った裁判を保障する制度である。しかし、司法権の独立の持つ意味は、韓国史において裁判官の職務上の自由を保障する、つまり裁判官の自由な心証による裁判を保障する集団的な防衛装置へと部分的に変質した。とくに司法権の独立という命題は、政治的な動機を積極的に追求した裁判やそのような動機を黙認し人権を蹂躪した裁判について、事後的な責任追及を回避するための免責装置として機能したことに注目しなければならない⁴⁹⁾。

それだけではない。刑事訴訟法上の自由心証主義は、思想の自由や良心の自由を犯罪の本質として裁く国家保安法などの人権蹂躪法制の政治的要求に応えるために、裁判官に対して任意に心証形成する自由を保障するメ

48) この点に関しては、李在承・前掲注(45)37頁以下参照。

49) 李在承・前掲注(45)38頁。また、キム・ドヒョン「司法改革と裁判官人事制度——公正な司法権を創出するために」『民主法学』第29号（2005年）69-93頁参照。

カニズムとして作用したと見るべきである。自由心証主義とは、本来的には、捜査機関の証拠の濫用を防止し、被告人の無罪推定の原則および実体的真実の発見を保障するための制度的装置である。しかし、1970年代から80年代にかけて、政治司法が蔓延していた時代の裁判官は、自由心証主義を隠れ蓑にして政治権力の要求に忠実に応えて裁判を行ったのである。

四 刑事司法の民主化の課題

以上において、北朝鮮拉致被害漁師のスパイ捏造事件の内容に即して、軍事独裁時代の韓国刑事司法の特徴と問題点を考察してきた。端的に述べると、韓国の刑事司法と刑事訴訟は、軍事独裁時代において、支配階級の政治目的に奉仕する体制的秩序の維持法として機能し、そのもとで数多くの無辜が処罰され、言語に絶する過酷な人生を送ることを余儀なくされた。警察機関、国家安全企画部、検察庁において、日常化していた無法な捜査と虚偽の自白の獲得を隠蔽するのが刑事訴訟法の役割であった。同時に、それを批判し改革しようとする民衆運動や民主化運動を弾圧する暴力装置としても利用された。法は、常に不法を隠蔽・正当化する体制的メカニズムの法的外皮でしかなく、裁判官や検察官もまた、ある時は盲目的に、またある時は自覚的に不法に奉仕する司法官僚として、自らの職責を忠実に果たした。

しかし、現代の韓国社会は、そのように不法に奉仕してきた法の外皮を剥ぎ取り、過去の歴史を清算し、法と正義、民主主義と人権擁護を羅針盤にして刑事司法と刑事訴訟法を発展させ始めた。その発展の道程は決して平坦ではないであろう。その行く手には、様々な妨害要因が立ちはだかり、その歩みも紆余曲折を経るに違いない。時には歴史の歯車が逆回転したような現象にも遭遇するかもしれない。しかし歴史は着実に進歩している。植民地支配、解放、分断、独裁の経験を踏まえて進められている韓国社会の民主化は、もはや後戻りできない段階に入ったといえることができる。

る。韓国の刑事司法と刑事訴訟法の歩むべき方向もまた同じである。韓国刑事訴訟法学に求められているのは、韓国社会が民主主義と人権擁護へと向かう歴史的展望のなかから理論的・実践的課題を見出し、それを民衆の苦難を除去する方向で解決していくことである。